国保の「給付」の種類

病気やケガをしたとき(自己負担割合)

病気やケガで病院で診療を受けるとき、窓口で保険証を提示すれば年齢などに応じた負担割 合を支払うだけで、治療を受けることができます。

自己負担割合は下記のとおりです。

年 齢 区 分	自己負担割合
義務教育就学前	2割
(0歳~6歳になった年の最初の3月末まで)	스타
義務教育就学後から	3割
69歳まで	O테
70歳以上	2割**
75歳未満	(現役並み所得者 ^{※2} は3割)
75歳歳以上	後期高齢者医療保険の対象

- ※1 平成26年4月1日以前に、すでに70歳の誕生日をむかえられた方は1割負担です。
- ※2 現役並み所得者とは、同じ世帯にいる70歳~74歳の国保被保険者のうち、住民税の課税 所得が145万円以上の方が1人でもいれば、現役並み所得者となります。

ただし、下記の①~③のどれか1つに該当する場合は、申請により1割となります。

- ①国保被保険者が1人で収入383万円未満
- ②国保被保険者が1人で、同一世帯の後期高齢者医療制度への移行で国保をぬけた 旧国保被保険者を含めて合計収入520万円未満
- ③同一世帯の70歳以上74歳以下の国保被保険者が2人以上で合計収入520万円未満

1. 保険証が使える診療

○診療・治療 ○治療に必要な注射・薬 ○入院・看護 ○レントゲンや検査 など

2. 保険証が使えない診療

- ○健康診断・人間ドック ○予防注射 ○正常な妊娠・出産 ○軽度のワキガ・シミの治療
- ○経済上の理由による妊娠中絶 ○仕事上の病気やケガ(労災保険の対象となります)
- ○交通事故や犯罪行為 ○ケンカや泥酔による病気やケガ など